

バーゼル規制改革、 最終ステージへ

自己資本比率規制の見直しが続いた大きなテーマに浮上している。2013年から段階的に実施されているバーゼルⅢは、自己資本の定義や算入要件を見直した自己資本比率計算上の分子の議論だったのに対し、今般バーゼル銀行監督委員会から示されている一連の市中協議文書は、いずれも「リスク捕捉の強化」を目指す分母の議論だ。金融危機の反省をふまえたバーゼル規制改革が、いよいよ最終ステージに突入した。

信用リスクに係る標準的手法の見直し案

リスク捕捉の適切性向上、比較可能性の確保等の観点から計測手法を強化

2014年12月22日、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）から「信用リスクに係る標準的手法の見直し」（注1）と題する市中協議文書が公表された（コメント提出期限は、15年3月27日）。同手法は、本邦では、自己資本比率規制において、標準的手法を採用する数先の国際統一基準行のほか、銀行、信用金庫、信用組合等のさまざまな業態の国内基準行によって用いられている手法である。本稿では、同手法の見直しの背景と提案の要点を解説したい。なお、本稿における意見はすべて執筆者の個人的な見解である。

金融庁 総務企画局 総務課 国際室

課長補佐 青崎 稔

日本銀行 金融機構局 国際課

企画役 小林 俊

見直しの背景…何が問題とされているか

バーゼル委は、先般の国際的な金融危機の経験をふまえ、リスク計測の適切性向上や比較可能性の確保等の観点から各種リスクの標準的手法の見直しに取

り組んでおり、これまでに、トリディング勘定（マーケット・リスク）の抜本的見直しに係る第二次市中協議文書（13年10月）、カウンターパーティー信

用リスクに係る最終規則文書（14年3月）、オペレーショナル・リスクに係る市中協議文書（14年10月）、トレディング勘定の検討中の論点に係る市中協議文書（14年12月）が公表されている。そうしたなか、本市中協議文書では「信用リスク」

の計測手法に焦点をあてた見直しが提案されたものである。現行の信用リスクに係る標準的手法は、証券化取引の取扱いを除き、バーゼルⅡとして04年にバーゼル委において合意された規則文書に基づいている。同手法の見直しを行うバーゼル委

の問題意識は、大きく分けて以下の3点から説明することができ

リスク計測の適切性の向上

1点目に、現行の信用リスクに係る標準的手法は、債権カテゴリーごとに一律のリスクウェイトが設定されていたり、複数のリスクウェイトが設定されていてもその区分が少なかったりするため、個々の債権が有する信用リスクがリスクウェイトの水準に合理的に反映されているとは必ずしも評価しがたい枠組みとなっている。

たとえば、住宅ローンやリテール与信（中小企業、個人向け債権）は、一定の基準を満たす場合、それぞれ35%、75%という一律のリスクウェイトが適用されることになっている。また、事業法人向け債権には、貸出先の外部格付に応じてリスクウェイトが適用されることになっているもの、実際には無格付の企業が大宗を占めていることから、そうした企業には一律100%のリスクウェイトが適用さ

れることになるほか、格付がある企業に対しては、区分が五つしかないため、リスクウェイトのクリフ（断崖）効果が大きいといった問題がある（たとえば、格付がA格からBBB格に低下した場合、リスクウェイトが50%から100%に急上昇してしまう）。

自己資本比率の比較可能性の確保

2点目に、現行の枠組みでは、ある銀行の自己資本比率と、異なる国の銀行において算出される自己資本比率とが、双方とも標準的手法の採用行であったとしても、単純に比較できないという問題がある。

この問題は、現行の枠組みに各国裁量の余地があることから生ずる。たとえば、銀行向け債権については、現行では二つのオプション（イ）貸出先の銀行の設立国の国債に対するリスクウェイトを参照してリスクウェイトを適用する、（ロ）当該銀行の外部格付に基づきリスクウェイトを適用する）がパーゼル合意において定められており、いずれ

を選択するかは各国当局の裁量となっている。これにより、日本は（イ）、イギリスは（ロ）のオプションを採用している。銀行向け債権以外にもさまざまな各国裁量の余地があることから、日本とイギリスの標準的手法を採用する銀行間の自己資本比率は単純には比較できないことになる。

なお、関連して、標準的手法に基づいて計算された自己資本比率と、内部格付手法に基づく自己資本比率の比較が困難となっている、という問題もある。これは、両方で各種定義が異なっていたり、用語が統一されていないことが一因となっている。内部格付手法採用行に適用される「資本フロア」において、標準的手法で計算された所要自己資本額を参照する枠組みが検討されていることから（20ページ参照）、両手法間における用語・定義の統一が必要と考えられている。

外部格付への依存の低減

3点目に、10年10月に金融安定理事会（FSB）が示した

「格付機関格付への依存の低減のための原則」（注2）に表われているように、規制における外部格付の参照を低減させるという国際的な議論の潮流がある。

これは、一般の金融危機において、格下げが景気変動の増幅効果（プロシクリシティ）をもたらし、金融システムの混乱につながったと考えられることや、規制が多くの市場参加者を同じように行動させる動機付けを与えることにより、格付への依存が群衆行動の要因となると考えられることなどが背景となっている。

現行の枠組みは、多くの点において外部格付を参照していることから、この3点目が見直し作業にもたらす影響は小さくない。今回の市中協議文書では、基本的には外部格付を利用しない手法が提案されているものの、一方で、今後の検討において、外部格付に限定的な役割（投資適格と非投資適格の区別等）を与えることは排除しない、といった説明がなされている。外部格付の利用の是非または利用の方法については、市中からのコ

メントをふまえ、今後検討される可能性がある。

市中協議文書に示された提案…資産カテゴリー別に精緻化

こうした背景をふまえ、バーゼル委では見直しに向けた作業が行われてきたが、市中協議文書公表にたどり着くまでにはさまざまな議論の経緯があった。

まず、規制のデザインについては、標準的手法がさまざまな国や規模の金融機関によって用いられることから、できるだけ簡素な基準を構築すべきという考え方と、できるだけリスク計測を精緻なものにすべきという考え方があり、これらをバランスさせる方法についてさまざまな見解があった。こうした事情は、市中協議文書で示された個々の提案に、数多くの考慮事項(consideration)が付記されている点や、市中に対してほかに代替案はないかと投げかけるかたちで問い立てられている点に表われている。

また、規制の水準(リスクウエイトの水準)については、一般的な金融危機をふまえ、潜在的なリスク量を資本賦課に反映さ

せるべきという考え方と、今回の見直しでは全体の資本賦課水準は維持されるべきという考え方があるなか、市中協議文書では予備的な(preliminary)水準として提示したうえで、信用リスクに係る資本賦課の全体的な引上げはバーゼル委の目的ではない、と言及されることとなった。

いずれにせよ、市中協議文書の提案は、「開発の初期段階(early stage of development)」にあるとバーゼル委では認識されている。以下では、債権ごとの提案について概説するが、先述したように市中協議文書にはさまざまな考慮事項が付記されていること、また、いずれの提案も市中からの実務をふまえた意見および今後実施する定量的影響度調査の結果をふまえ、あらためてバーゼル委において検討されるものであることに留意していただきたい。

なお、ソブリン・中央銀行向

け債権、中央政府以外の公共部門(PSE)向け債権は、今回の見直しの対象外とされている。

銀行向け債権

現行の標準的手法では、ソブリンの外部格付または貸出先の銀行の外部格付を参照してリスクウエイトが決定されているが、市中協議文書では、貸出先の銀行の「自己資本比率」(普通株式等[Equity CET1]比率)および「資産の質に関する比率」(不良資産比率)により、リスクウエイトを決定することが提案されている(図表1)。自己資本比率が高く、不良資産比率が低いほど、低いリスクウエイトを適用するという枠組みである。なお、短期債権(原契約の満期3カ月以下)については、長期債権よりも20%低いリスクウエイトを適用することが提案されている(ただし、30%の水準をフロアとする)。

事業法人向け債権

現行の標準的手法では、貸出

銀行向け債権のリスクウェイト

	CET 1 ≥12%	12% > CET 1 ≥9.5%	9.5% > CET 1 ≥ 7%	7% > CET 1 ≥5.5%	5.5% > CET 1 ≥4.5%	CET 1 <4.5%
不良資産比率 ≤ 1%	30%	40%	60%	80%	100%	300%
1% < 不良資産比率 ≤ 3%	45%	60%	80%	100%	120%	
3% < 不良資産比率	60%	80%	100%	120%	140%	

[図表1]

〔図表2〕 事業法人向け債権のリスクウェイト

	売上高≤€5m	€5m< 売上高 ≤€50m	€50m< 売上高 ≤€1bn	売上高>€1bn
レバレッジ：1倍～3倍	100%	90%	80%	60%
レバレッジ：3倍～5倍	110%	100%	90%	70%
レバレッジ：5倍以上	130%	120%	110%	90%
債務超過先	300%			

(参考) €5m=500万ユーロ(約7億円)、€50m=5,000万ユーロ(約70億円)、€1bn=10億ユーロ(約1,400億円)

先の外部格付を参照してリスクウェイトが決定されているが、市中協議文書では、債権の性質ごとに取扱いが区別されている。すなわち、(イ)シニア債については、貸出先の「売上高」(企業の規模)と「レバレッジ」(「総資産÷総資本」)により、リスクウェイトを決定することが提案されている(図表2)。売上高が大きく、レバレッジが小さいほど、低いリスクウェイトを適用するという枠組みである。ただし、債務超過の貸出先に対しては、一律300%のリスクウェイトを適用することが提案されている。

また、(ロ)株式、劣後債、特定貸付債権については、簡素な枠組みとすることが選好され、それぞれ一律のリスクウェイトを適用することが提案されている。すなわち、株式については、上場株式は300%、非上場株式は400%が提案されており、これは内部格付手法における簡易手法の取扱いと整合するものである。また、劣後債は250%が提案されているほか、特定貸付債権のうち、プロジェクト

・ファイナンス等は120%、地域開発プロジェクトを推進する取得、開発、建設向けの融資は150%とすることが提案されている。

リテール(中小企業、個人向け債権)

現行の標準的手法では、一定の基準(中小企業または個人一先当りの与信額が小さく、かつ、金融機関の有する中小企業・個人向け与信ポートフォリオ全体のなかで十分に小口分散の図られたものであることなど)を満たす場合には、一律75%のリスクウェイトが適用されている。

パーゼル委では、リテール与信の取扱いについて、よりリスク感応度を高める観点から議論が行われてきたが、リテール与信を細分化するための適切なリスクドライバ(リスクウェイトを計算する際に参照する指標)を特定するには至らなかった。このため、市中協議文書では、基本的に現状の取扱いを維持することを提案しつつ、今後も検討していくとしている。なお、リテールおよび住宅ロ

ーンについては、貸出金と債務者の収入に通貨ミスマッチがある場合は、そうではない場合に比べて信用リスクが高いと考えられることから、一定のリスクウェイトを付加(アドオン)することが提案されている。

住宅ローン(不動産担保債権)

現行の標準的手法では、債務者が現在居住し、または賃貸されており、全額担保で保全されている場合(LTV(Loan to Value)比率が100%以下の場合)には、一律35%のリスクウェイトが適用されている。

市中協議文書では、「ローンに対する担保価値」(LTV)と「借手の支払能力」(DSCR: Debt Service Coverage)を参照して、リスクウェイトを決定することが提案されている(図表3)。なお、当該提案において、LTVは「ローン総額÷担保価値」、DSCRは「1年間の元利払い÷年収(税引後)」と定義されており、算出にあたり、ローン総額以外の計数は貸出実施時の計数から更新不要とされ

住宅ローンのリスクウェイト

〔図表 3〕

	LTV < 40%	40% ≤ LTV < 60%	60% ≤ LTV < 80%	80% ≤ LTV < 90%	90% ≤ LTV < 100%	100% ≤ LTV
DSC ≤ 35%	25%	30%	40%	50%	60%	80%
上記以外	30%	40%	50%	70%	80%	100%

ている。

商業用不動産 (不動産担保債権)

現行の標準的手法では、原則として一律100%のリスクウェイトが適用されており、厳格

な条件が満たされる場合に限り各国裁量で50%とすることが許容されている。

市中協議文書では、二つの見直しの方向性が提案されている。すなわち、(イ)債務者の状態が、返済率やデフォルト時損失率に大きく影響するという考え方から、担保の価値を勘案せず、債務者(法人やリテール)のリスクウェイト(60〜300%)を適用するという提案と、(ロ)担保の価値は、返済率やデフォルト時損失率に大きく影響するという考え方から、担保の価値を勘案し、LTV比率に応じて75〜120%のリスクウェイトを適用するという提案である。

オフバランスシート取引

リスク計測の適切性向上や内部格付手法との整合性確保の観点から、図表4のように分類方法および掛け目(CCF)を見直すことが提案されている。

その他の取扱

延滞貸金、国際開発銀行向け債権、その他の資産については、

オフバランスシート取引の掛け目 (CCF)

〔図表 4〕

	現行	市中協議	(参考) 内部格付手法
任意の時期に無条件で取消可能なコミットメント	0%	10%	0%
コミットメント (上記以外)	—	75%	75%
原契約期間1年以下のコミットメント	20%	—	—
原契約期間1年超のコミットメント	50%	—	—
NIF、RUF	50%	75%	75%

(注) NIF (Note Issuance Facilities)、RUF (Revolving Underwriting Facilities) は、一定の枠内で証券を反復的に発行することにより資金を調達する仕組みにおいて、銀行が一定の条件のもとで当該証券の買取り等を約束する取引。

信用リスク削減手法の適格要件

〔図表 5〕

	現行	市中協議
ソブリン・公共部門、銀行・証券会社	無条件に適格要件を満たす	【変更なし】
その他の主体	外部格付がある場合に適格要件を満たす	出資関係がある場合や、強固で継続的な取引関係がある場合に適格要件を満たす

基本的に現状の取扱いを維持することを提案しつつ、今後見直す可能性があることが示唆されている。

信用リスク削減手法

現行の標準的手法では、(1)金融資産担保の場合、担保額にヘアカット率を適用したうえでエクスポージャー額から担保額を控除するか、担保となる資産のリスクウェイトと原債務者のリスクウェイトを置き換えることとなっており、また、(ロ)保証、クレジット・デリバティブの場合、原債務者のリスクウェイト

に換えて、保証提供者のリスクウェイトを適用することとなっている。

市中協議文書では、まず金融資産担保のヘアカット率について、自行推計の枠組みを廃止し、パーゼル委設定のヘアカット率のみを使用可能とすることとされ、また、パーゼル委設定のヘアカット率も、ソブリン債を除き、あわせて見直すことが提案されている。なお、保証人、クレジット・デリバティブの提供者の適格要件については、図表5のように外部格付を参照しない方法が提案されている。

今後のプロセス…15年末に最終化が目標

今後、パーゼル委では、市中からのコメントおよび定量的影響度調査をふまえ、あらためて検討を行い、15年末をメドに規則文書を最終化することが予定されている(注3)。なお、新手法に基づく規制の具体的な適用時期は未定であるが、市中協議文書では、十分な時間をかけて導入するとともに、必要な場合には経過措置を設定するとの方

針が示されている。

前述したように、本市中協議文書で示された個々の提案には、多くの考慮事項が付記されており、市中から実務をふまえた意見が寄せられることが期待されている。たとえば、事業法人向け債権については、国の経済規模によって売上高の水準が異なることや、産業や会計基準によ

ってレバレッジの水準が異なるといった問題が認識されており、これらを改善する方法やリスクドライバの代替案について意見が求められている。また、住宅ローンについては、住宅市場や実務慣行によって適切なりスクドライバが異なりうることや、貸出実施時の計数(担保価値や債務者の年収)は長期的には信用リスクとの関連性が薄れるといった問題が認識されており、同様に、これらを改善させる方法やリスクドライバの代替案が求められている。

将来の標準的手法に求められる簡素さとリスク感応度のバランスの問題については、パーゼル委でもさまざまな議論があったところであり、今後、市中からの意見やデータ分析の結果をふまえて、微妙な舵取りが求められるなかで最終的に判断されていくことになる。金融庁および日本銀行としては、こうした作業において、規制見直しの趣旨をふまえて、わが国の実情にも沿った合理的で現実的な見直しとなるよう、議論に貢献していきたいと考えている。

(注) 1 Basel Committee on Banking Supervision, "Revisions to the Standardized Approach for credit risk" (December 22, 2014)

2014)

2 Financial Stability Board,

"Principles for Reducing Reliance on CRA Ratings" (October 27, 2010)

3 FSBが2015年2月

に公表した「金融改革に関するG20へのレター」では、パーゼル合意の各標準的手法の見直しは、2016年に最終化される

(to be finalized in 2016) とされている。

あおさき みのる

一橋大学法学部卒、コーネル大学法科大学院修了。01年財務省入省。08～10年金融庁にてパーゼル委の交渉を担当。スタンフォード大学客員研究員等を経て、14年から現職。

こばやし しゅん

東京大学経済学部卒。06年日本銀行入行。06～10年日本銀行金融機構局にてパーゼル委の交渉を担当。金融市場局総務課市場分析グループ等を経て、13年から現職。